

iDeCo制度改革のお知らせ

～老後資産形成をもっと長く、もっと柔軟に～

2026年12月施行予定

2026年12月からiDeCoが改正され、さらに充実・使いやすくなります！

改正のポイント

① iDeCoの拠出限度額の見直し

老後資産形成をより促進するため、掛金拠出上限額が見直されます。

② iDeCo加入可能年齢の拡大

一定条件のもと、70歳までiDeCoで積み立てを継続することが可能となり、高齢期の資産形成を維持しやすくなります。

③ iDeCo手数料の改定

国民年金基金連合会におけるiDeCoの手数料が見直しされます。



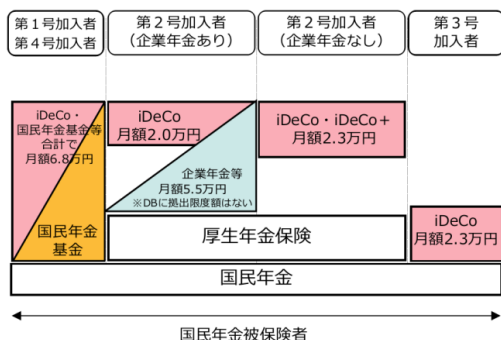
① iDeCoの拠出限度額の見直し

加入者区分		現行	変更後
国民年金第1号被保険者、および国民年金第4号被保険者（第1号・第4号）		月額 68,000円*1	月額 75,000円*1
国民年金第2号被保険者（第2号）	企業年金あり	月額 20,000円*2	月額 62,000円*2
	企業年金なし	月額 23,000円	月額 62,000円
国民年金第3号被保険者（第3号）（変更なし）		月額 23,000円	月額 23,000円
iDeCo第5号加入者（第5号）（新設）		新設	月額 62,000円

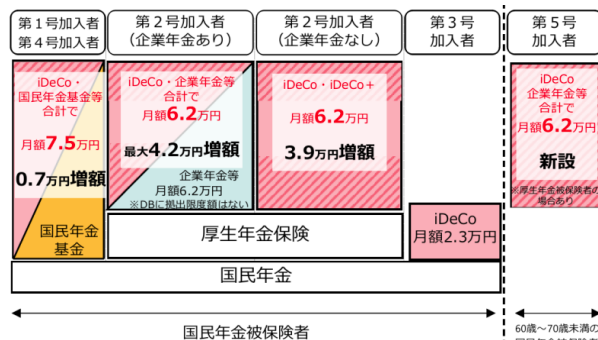
*1 国民年金基金の掛金と合算

*2 確定拠出年金のみの加入者 = 月額62,000円 - 企業型DC事業主掛金月額、確定拠出年金と確定給付企業年金等（DB等）の加入者 = 月額62,000円 - (企業型DC事業主掛金月額 + DB等他制度掛金相当額を控除した額)（穴埋め型）

< 現在 >



< 改正後 >

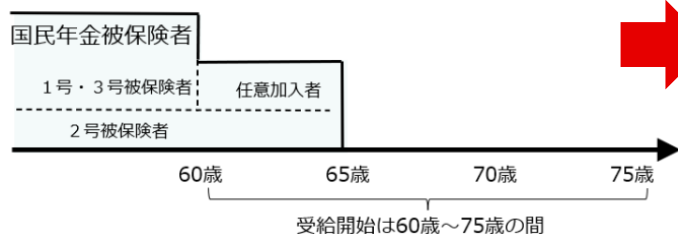


図：厚生労働省ホームページより抜粋

② iDeCo加入可能年齢の拡大

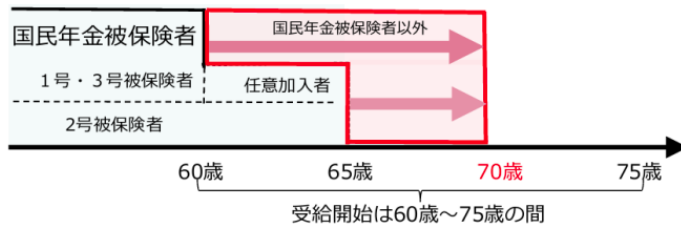
< 現在 >

iDeCoの加入可能年齢は60歳（第2号被保険者は65歳）まで、かつ国民年金被保険者で、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者



< 改正後 >

法改正により、60歳以降も国民年金保険の加入に関わらず、一定条件*3のもとで70歳までiDeCoに加入可能となります（2026年12月以降）



図：厚生労働省ホームページより抜粋

*3 70歳までiDeCoに加入できる方（一定条件）

- ◆ ①iDeCo加入者 ②iDeCo運用指図者 ③企業年金からiDeCoに資産を移換する者
 - ◆ 上記の①～③いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者
- ※経過措置として、施行日から3年を経過する日までの間は、上記①～③に該当しない60歳以上70歳未満の者であってもiDeCoの加入が可能

③ iDeCo手数料（国民年金基金連合会手数料）の改定

2027年1月の掛金引落としから、国民年金基金連合会のiDeCo加入者手数料が見直しされます。

手数料項目（手数料受領先）	加入者（掛金拠出されている方）（税込）	
	旧	新
事務取扱手数料（国民年金基金連合会）	月額105円	月額120円
資産管理手数料（事務委託先金融機関）	月額66円	月額66円
運営管理手数料（百十四銀行）	月額302円	月額302円
合計	月額473円	月額488円

※ iDeCo運用指図者・年金受給者にかかる手数料に変更はありません。

2026年12月施行予定の確定拠出年金制度改正の詳細は、厚生労働省のホームページ「確定拠出年金制度」3.制度改正『2025年の制度改正』をご確認ください。



iDeCo加入者に係る手数料見直しの詳細は、国民年金基金連合会のパンフレット『iDeCo加入者に係る手数料を見直します』をご確認ください。



< 本件に関するお問い合わせ先 >

百十四銀行確定拠出年金コールセンター ☎ 0120-114-066

（受付時間）平日9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

【当行が契約している指定紛争解決機関】一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 Tel.0570-017109または03-5252-3772

注）本リーフレットは2026年9月時点の公表情報に基づき作成しています。今後の政令・通知等により内容が変更となる場合があります。
本紙は株式会社百十四銀行の確定拠出年金業務委託先であるJ-401kオフィス株式会社が資料作成をサポートしております。

2026年9月現在